

特定建設資材に係る分別解体等に関する省令（案）の概要

趣旨

本省令は、対象建設工事の届出に関する事項（法第10条）、対象建設工事の請負契約に係る書面の記載事項に関する事項（法第13条）、分別解体等の報告徴収に関する事項（法第42条第1項、令第6条第1項及び第2項）等について定める。

内容

1. 届出事項

対象建設工事の届出事項は法第10条第1項第1号から第5号までに具体的に規定されているが、このほか、法第10条第1項第6号「その他主務省令で定める事項」も届出事項として規定されている。この省令においては、法で定める届出事項以外の事項について定めるものである。

法律、省令も含めた届出事項は、以下のとおりである（ゴシックが省令で定めた事項）。

また、届出書には、設計図又は写真を添付することとする。

建築物 ＜解体工事＞	建築物 ＜新築工事等＞	工作物 ＜解体工事＞	工作物 ＜新築工事等＞
商号、名称又は氏名及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名			
工事の名称及び場所			
工事の種類			
工事の規模			
請負契約によるか自ら施工するかの別			
対象建設工事の元請業者の商号、名称又は氏名及び住所			
元請業者が建設業者の場合 ・許可行政庁名、許可番号 ・主任技術者・監理技術者名			
元請業者が解体工事業の場合 ・登録行政庁名、登録番号 ・技術管理者名			
事前説明を受けた年月日			
解体する建築物等の構造		解体する建築物等の構造	
	使用する特定建設資材の種類		使用する特定建設資材の種類
工事着手時期			
工程の概要			
分別解体等の計画			
解体する建築物等に用いられた建設資材の見込量		解体する建築物等に用いられた建設資材の見込量	

2．対象建設工事の請負契約に係る書面の記載事項

対象建設工事の請負契約についても、建設工事の完成を請け負うものであることから建設業法第19条の規定の適用を受け、契約事項について書面で記載すべきこととされているが、対象建設工事の場合には、法第13条の規定より、建設業法に定めるもののほか、分別解体等の方法、解体工事に要する費用等を記載しなければならないこととされている。これらの事項も含めた必要的記載事項を次のとおり定める。

分別解体等の方法

解体工事に要する費用

再資源化等をするための施設の名称及び所在地

再資源化等に要する費用

3．分別解体等の報告徴収に関する事項

都道府県知事は、対象建設工事の発注者等に対し、分別解体等の実施の状況に関し報告を求めることができ、その具体的な事項は政令で定めることとされているが、その政令の規定を受け、さらに詳細な事項については省令で定めることとされている。この省令で定める事項として、法第13条の規定により交付した書面（対象建設工事の請負契約に係る書面）等を定める。